

2014年6月4日

全2頁

バーゼルⅢの初歩 第1回

「バーゼルⅢ」とは？

金融調査部 主任研究員
鈴木 利光

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第1回は、「バーゼルⅢ」の意味を解説します。

1 バーゼル規制の2度目の大改編

2013年3月末から、バーゼルⅢの適用が始まりました。

ここ数年、金融危機関連の報道等の中で、この「バーゼルⅢ」という用語をなんとなく聞いたことがある人も多いでしょう。そして、それが銀行に関する規制を指すことを知っている人も多いかもしれませんが、その内容はといえば、どうしても専門的な要素が強く、金融関係以外の人で知っている人はほとんどいないのが現状ではないでしょうか。確かに、金融関係の人でなければ細かい内容を知っておく必要はないでしょうが、金融関係以外の人にとって全く無縁だとは言いきれないのです。そこで、このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。

第1回は、「バーゼルⅢ」の意味を解説します。

「バーゼルⅢ」とは、2度目の大改編を経たバーゼル規制のことです。お察しのとおり、最初の大改編を経たバーゼル規制は、「バーゼルⅡ」と呼ばれています。

では、そもそも、「バーゼル規制」とは何を指すのでしょうか。

2 国際的に活動する銀行の自己資本規制

「バーゼル規制」とは、簡単にいえば、国際的に活動する銀行に課せられている自己資本規制のことです。バーゼル規制は、「国際的な銀行システムの健全性の強化と、国際業務に携わる銀行間の競争上の不平等の軽減を目的として策定されました」¹。

1) 日本銀行ウェブサイト

<http://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/pfsys/e24.htm/>

そしてこれを決めているのは、国際決済銀行（BIS：Bank for International Settlements）の一委員会であるバーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）です。ただし、彼らが決めているのはあくまでもガイドライン（指針）です。

「BIS」は、1930年に設立された、各国の中央銀行をメンバーとする組織です。BISには、本稿執筆時点で、わが国をはじめとする60の国・地域の中央銀行が加盟しています。BISは、中央銀行間の協力促進のための場を提供しています。

「バーゼル委」は、「銀行を対象とした国際金融規制を議論する場として、G10諸国の中央銀行総裁会議により設立された銀行監督当局の委員会（第1回会合は1975年に開催）です。現在は、中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループを上位機関とし、日本を含む27の国・地域の銀行監督当局および中央銀行により構成されています」²。この「バーゼル委」という名称は、常設事務局であるBISの本部がスイスのバーゼルにあることに由来するのかもしれませんが。

3 実施には各管轄の法律等への「落とし込み」が必要

繰り返しになりますが、バーゼル規制は、あくまでもバーゼル委が策定するガイドラインです。そのため、そのままでは各国の銀行に対して何ら強制力を持っていません。

そこで、バーゼル規制を各国・地域にて強制力のある規制とするためには、各管轄における「落とし込み」（法律などの制定）が必要になります。

わが国では、銀行法が日本版のバーゼル規制を規定しており、その細則は金融庁が定める「告示」³、「監督指針」⁴、「Q&A」⁵に規定されています。

欧米に目を移すと、米国では金融危機を踏まえた金融規制改革法である「ドッド・フランク法」に基づく細則が、欧州連合（EU）では“CRD IV /CRR”というEU法規が、それぞれ米国版及びEU版のバーゼル規制（バーゼルⅢ）を規定しています。

このように、バーゼル規制は、その実施のため各管轄における落とし込みがされているわけですが、その過程で微妙な相違が生じるというケースも考えられます。

以上

次回（第2回）は、[バーゼル規制の変遷](#)を解説します。

2) 日本銀行ウェブサイト

<http://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/pfsys/e24.htm/>

3) 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）」等の略称です。

4) 「主要行等向けの総合的な監督指針」等の略称です。

5) 「自己資本比率規制に関するQ&A」の略称です。